吉川市下水道事業審議会

第３回

令和７年８月４日（月）

目次

農業集落排水事業
・　前回の振り返り
・　農業集落排水事業の今後の方向性についての検討
（１）投資財政計画に係る収支ギャップの解消について
（２）廃止事例
・　農業集落排水事業経営戦略の改定方針案

公共下水道事業
・　前回の振り返り
・　投資財政計画に係る収支ギャップの解消について
・　使用料改定の状況
・　使用料改定案の検討

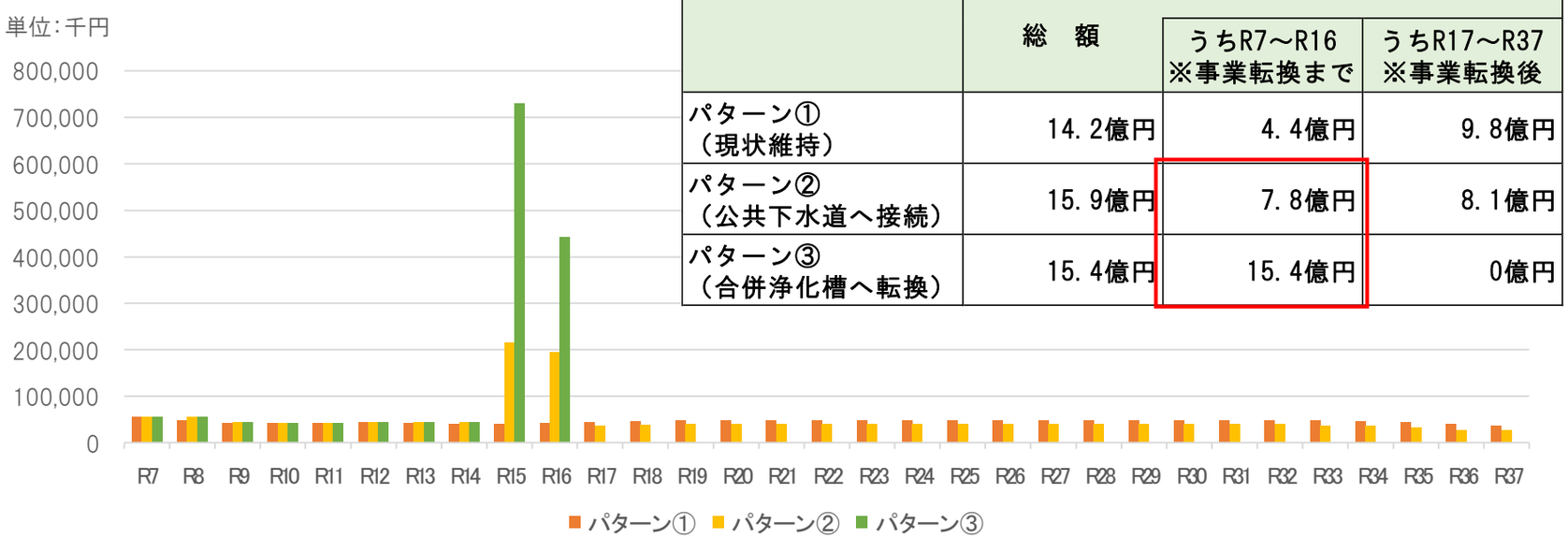
前回の振り返り

	メリット	デメリット
■農業集落排水事業の継続	◎農業集落排水施設を引き続き利用できる	×独立採算の原則に反する ×永続的に費用が発生するため、長期的に多大な財政負担が生じる
■公共下水道事業へ接続	◎既存の施設を利用して下水道を継続して利用できる ◎農業集落排水事業を継続する場合と比較し経費削減ができる	×農業集落排水事業の赤字を下水道使用料で負担することになる ×公共下水道への接続に多大な経費がかかる
■合併浄化槽へ転換	◎市が維持管理等を行わないため、財政負担等がなくなる	×農業集落排水施設の解体や合併浄化槽転換費用などにより短期間で多大な経費がかかる ×再び合併浄化槽へ転換することになり、使用者に負担が生じる

前回の振り返り（試算の見直し前）

3つのパターンの収益的支出の比較

	総　額	うちR7～R16 ※事業転換まで	うちR17～R37 ※事業転換後
パターン① （現状維持）	14.2億円	4.4億円	9.8億円
パターン② （公共下水道へ接続）	15.9億円	7.8億円	8.1億円
パターン③ （合併浄化槽へ転換）	15.4億円	15.4億円	0億円



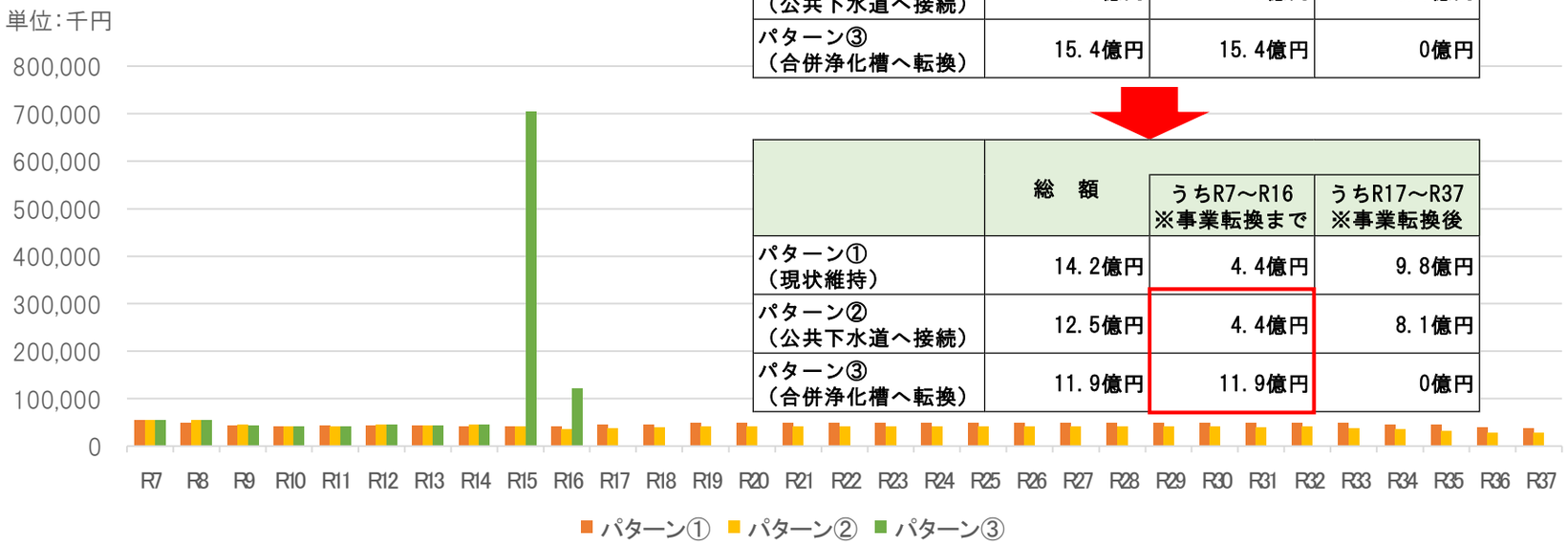
【第２回審議会の意見】
・国庫補助金の返還…他自治体では返還を求められなかった事例がある
・処理施設や管渠の解体費用…他自治体では処理施設は解体撤去を行なわず、また管渠についてはコンクリート充填するなどの事例がある

前回の振り返り（試算の見直し後）

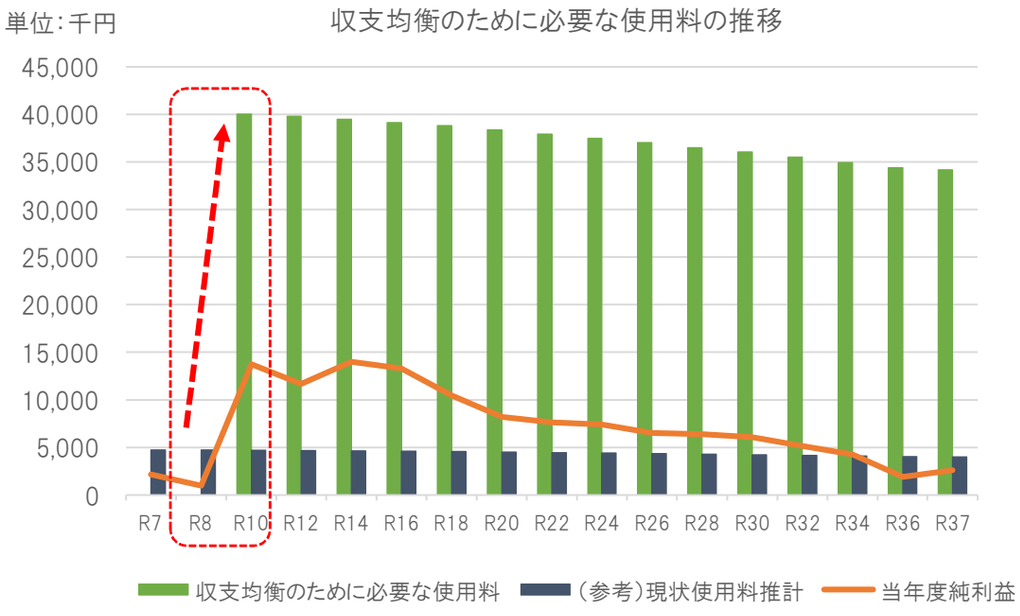
3つのパターンの収益的支出の比較

	総　額	うちR7～R16 ※事業転換まで	うちR17～R37 ※事業転換後
パターン① （現状維持）	14.2億円	4.4億円	9.8億円
パターン② （公共下水道へ接続）	15.9億円	7.8億円	8.1億円
パターン③ （合併浄化槽へ転換）	15.4億円	15.4億円	0億円

	総　額	うちR7～R16 ※事業転換まで	うちR17～R37 ※事業転換後
パターン① （現状維持）	14.2億円	4.4億円	9.8億円
パターン② （公共下水道へ接続）	12.5億円	4.4億円	8.1億円
パターン③ （合併浄化槽へ転換）	11.9億円	11.9億円	0億円



農業集落排水事業の今後の方向性についての検討（１）収支ギャップの解消



・農業集落排水事業、独立採算制で運用した場合に必要な使用料の推移を示しています。
・独立採算制として30年間収支均衡にするには、1回の改定で現行使用料の約8.5倍の改定が必要になります。

【現行の使用料（1期2か月分（税込））】
基本料金4,400円　＋　人数割880円

世帯人数 2人：6,160円
世帯人数 4人：7,920円
世帯人数 6人：9,680円

約8.5倍

【改定後使用料（1期2か月分（税込））】
基本料金37,400円 ＋ 人数割7,480円

世帯人数 2人：52,360円
世帯人数 4人：67,320円
世帯人数 6人：82,280円

農業集落排水事業の今後の方向性についての検討（２）廃止事例

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和5年度実績）　別紙3

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
○令和5年度において、広域化等100件、事業廃止97件、包括的民間委託35件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
97 件		9 件		0 件		100 件		11 件		35 件		12 件	
都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村	都道府県・政令市	市区町村
4 件	93 件	1 件	8 件	0 件	0 件	10 件	90 件	0 件	11 件	0 件	35 件	4 件	8 件
水道 1		水道 0		水道 0		水道 25		水道 0		水道 10		水道 3	
工業用水道 0		工業用水道 0		工業用水道 0		工業用水道 1		工業用水道 0		工業用水道 1		工業用水道 0	
交通 1		交通 0		交通 0		交通 0		交通 0		交通 0		交通 0	
電気 1		電気 0		電気 0		電気 0		電気 0		電気 0		電気 0	
ガス 0		ガス 0		ガス 0		ガス 0		ガス 0		ガス 0		ガス 0	
病院 5		病院 0		病院 0		病院 3		病院 3		病院 0		病院 0	
下水道 25		下水道 0				下水道 66		下水道 0		下水道 22		下水道 7	
簡易水道 8		簡易水道 0				簡易水道 3		簡易水道 0		簡易水道 0		簡易水道 0	
港湾整備 2		港湾整備 1				港湾整備 0		港湾整備 0		港湾整備 0		港湾整備 0	
市場 1		市場 0				市場 0		市場 0		市場 1		市場 0	
と畜場 0		と畜場 0				と畜場 0		と畜場 0		と畜場 0		と畜場 0	
宅地造成 21		宅地造成 0				宅地造成 1		宅地造成 0		宅地造成 0		宅地造成 0	
有料道路 0		有料道路 0				有料道路 0		有料道路 0		有料道路 0		有料道路 0	
駐車場 2		駐車場 0				駐車場 0		駐車場 2		駐車場 0		駐車場 2	
観光 12		観光 5				観光 0		観光 3		観光 1		観光 0	
介護サービス 18		介護サービス 3				介護サービス 0		介護サービス 3		介護サービス 0		介護サービス 0	
その他 0		その他 0				その他 1		その他 0		その他 0		その他 0	

（※1）公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
（※2）広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。
　　事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。
（※3）都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。
（※4）民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。
（※5）※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計255事業となる。

合計
264件
（令和4年度実績　270件）

総務省HPより　7

農業集落排水事業の今後の方向性についての検討（２）廃止事例

全国の事例

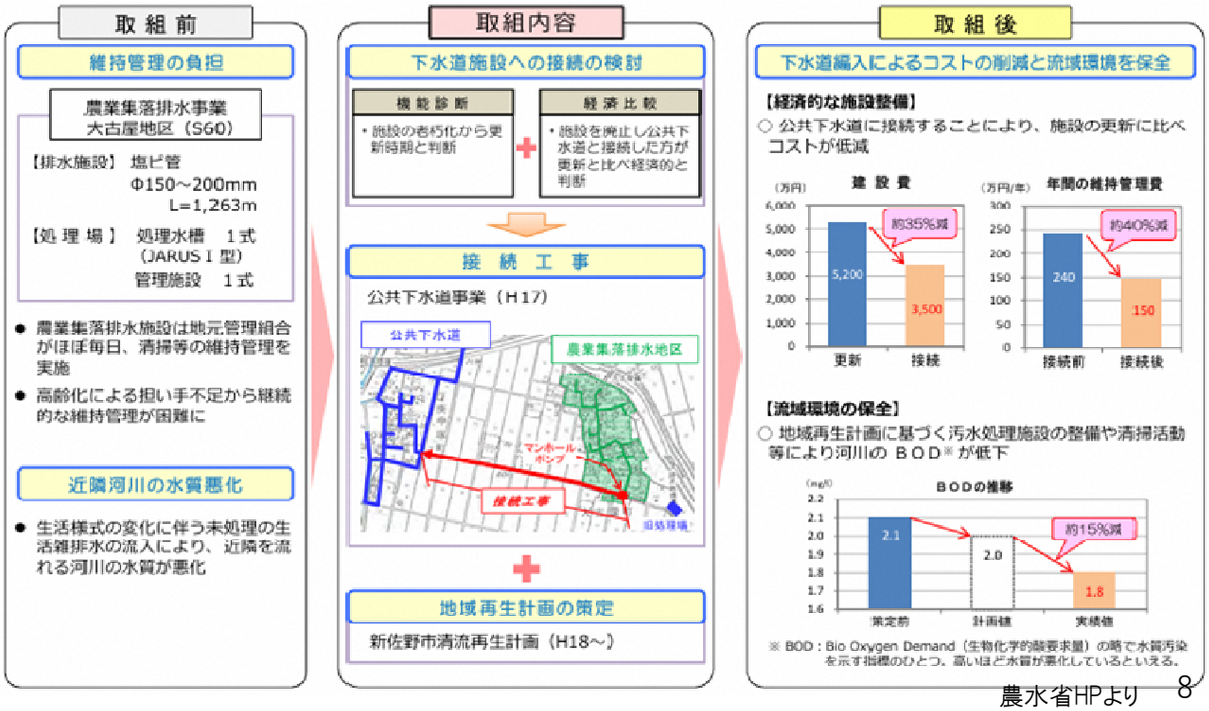
■公共下水道事業へ接続
栃木県佐野市　ほか

○事業概要
・農業集落排水事業・大古谷地区を、施設の更新時期に併せて公共下水道へ接続

・接続により、施設の更新をした場合と比較して建設費や維持管理費を低減するとともに維持管理費を省力化

49 下水道施設への接続を通じた農業集落排水施設の合理化と流域環境の保全【栃木県・佐野市】

○ 機能診断や経済比較を適切に実施し、施設の更新時期に併せて農業集落排水施設を公共下水道へ接続。
○ 接続により、施設を更新した場合と比較して建設費や維持管理費を低減するとともに維持管理を省力化。
○ 地域再生計画を策定し、汚水処理施設の整備促進や水辺環境に対する啓発普及を通じ、流域環境の保全を推進。



農水省HPより　8

農業集落排水事業の今後の方向性についての検討（２）廃止事例

全国の事例

■合併浄化槽への転換
静岡県南伊豆町

○事業概要
・漁業集落排水事業・入間地区について、施設の老朽化に合わせて廃止の検討が行われた
・更新費用の一部は地元負担となっており、費用の増加等を理由として、地元行政区から廃止要望があり、個人設置型の合併浄化槽に転換する方法で廃止が行われた
・集落排水事業廃止に伴う機能補償は、全額町の負担で実施された

1. 浄化槽の現状

既設の集落排水から公共浄化槽への転換事例（南伊豆町）

- 静岡県南伊豆町においては、地元行政区からの漁業集落排水の老朽化に伴う施設廃止要望を受け、令和３年度までに漁業集落施設の廃止と合併処理浄化槽68基の設置を実施。

○事例内容
- 対象者：集落排水施設に接続している建築物の所有者
- 補助対象経費：合併処理浄化槽購入費･設置に要する経費（配水管敷設費、物件補償費を含む）
- 廃止に要した時間：6年（平成28年度～令和３年度）
- 廃止に伴う代替事業：集落排水事業廃止に伴う機能補償を実施（10/10町補助）
 ※維持管理費は個人負担

○実績
- 2年間で68基を設置、事業費1億4,443万円（212万円/基）
- 財源：過疎債１億4,030万円、一般財源413万円
- 設置内訳：５人槽38基、７人槽24基、10人槽３基、14人槽２基、21人槽１基

令和6年度 第38回全国浄化槽技術研究集会「浄化槽の明るい未来が市町村の現場から見えてくる ～人口動向に適応した整備･維持運営体制の再構築～」（北海道大学大学院公共政策学研究センター遠藤誠作研究員）講演資料より環境省編集

◆ 下水道あるいは農業集落排水施設から合併処理浄化槽への転換に当たっては、 令和７年度より一定の条件の下撤去費用が助成される予定。

環境省HPより

農業集落排水事業の今後の方向性についての検討（２）廃止事例

埼玉県内の事例

■公共下水道へ接続

短 期（５年）　　：深谷市、久喜市、本庄市、美里町、日高市

中 期（６～10年）：吉見町、寄居町、宮代町

長 期（11～30年）：熊谷市、鴻巣市、白岡市、 小川町

農業集落排水事業経営戦略の改定方針案

将来的な課題

- 将来的な人口減少に伴う収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 物価高騰による経費の増加

→ 現状のまま経営を継続することは難しい

第2回審議会での主な意見

・農業集落排水事業区域の方々は、公共下水道よりも高い使用料を払い、環境衛生の改善に努めてきた。そのような状況を踏まえた上で、慎重に検討していただきたい。

・地域の方々の意向もあることなので、今後の方向性については、地域の方々に説明を行いながら検討していく必要がある。

農業集落排水事業経営戦略の改定方針案

経営の基本方針、投資・財政計画

◆人口減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大、物価高騰等により、現状のまま経営を継続することが難しいことが予測されるため、**地域の方々・関係機関との調整を行いながら、事業の見直しを検討することを明記します。**

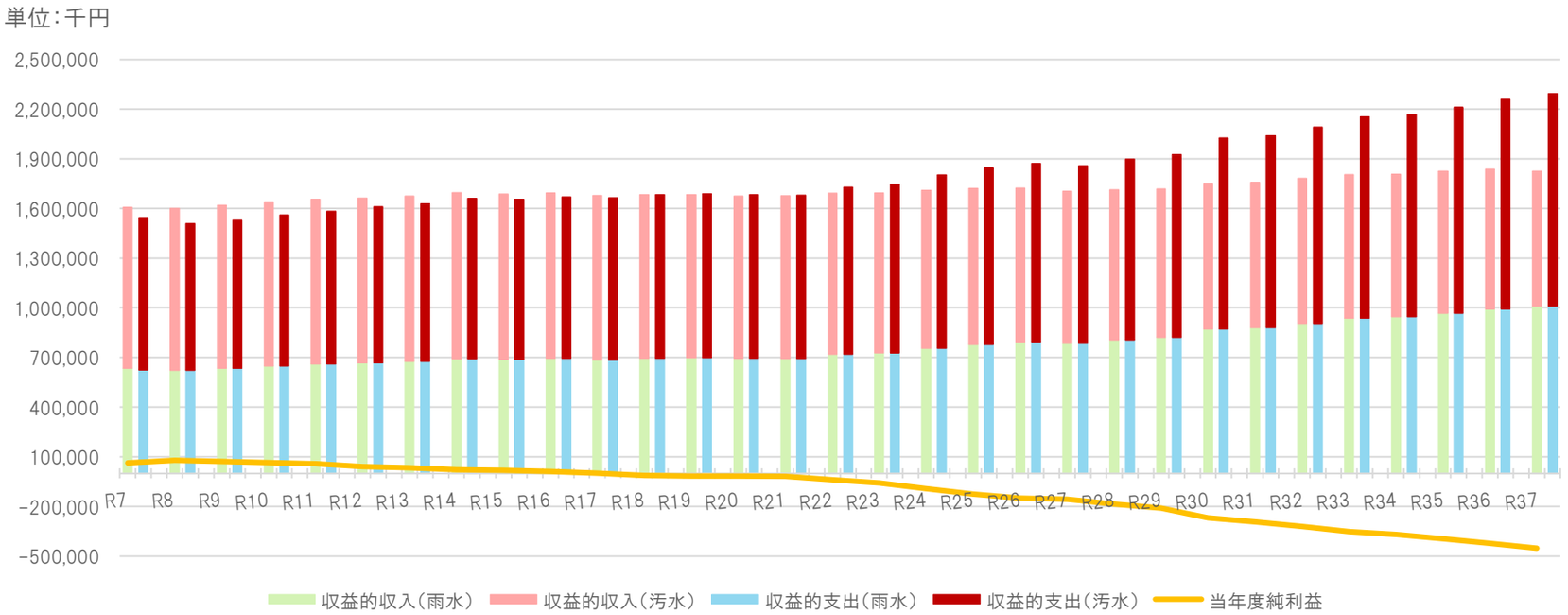
◆今後、事業の見直しを検討していくことから、**本改訂においては、現在の制度や経営形態を前提に、投資・財政計画を策定します。**

◆経営戦略は３年から５年以内の見直しが求められていますが、**事業の方向性が決定した場合には、随時、計画の見直しを実施していきます。**

今後検討予定の取組

◆地域の方々・関係機関との調整を行いながら、**地域にあった事業の方向性の検討を、次期改定までに実施することを明記します。**

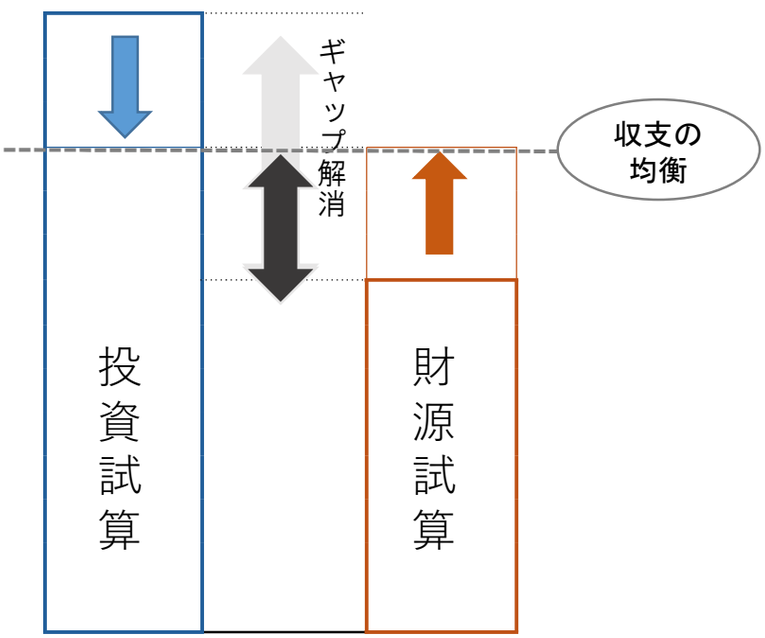
前回の振り返り



【ポイント】
・雨水事業：すべて公費（税金）で賄われる。かかった費用につき一般会計から繰入を受けるため、下水道事業会計では利益も損失も生じない。
・汚水事業：原則として使用料収入で賄われる。かかった費用に対し収益が不足する場合は下水道事業会計の赤字となる。
⇒汚水事業が令和18年度以降赤字になることで、事業全体も赤字となることが予測されます。

前回の振り返り

収支ギャップ解消のために必要な検討事項



【投資試算】
●投資の合理化・平準化など
将来の需要予測に基づく合理的な投資や長寿命化等による投資の平準化

【財源試算】
●企業債
事業規模に見合った適切な水準での起債

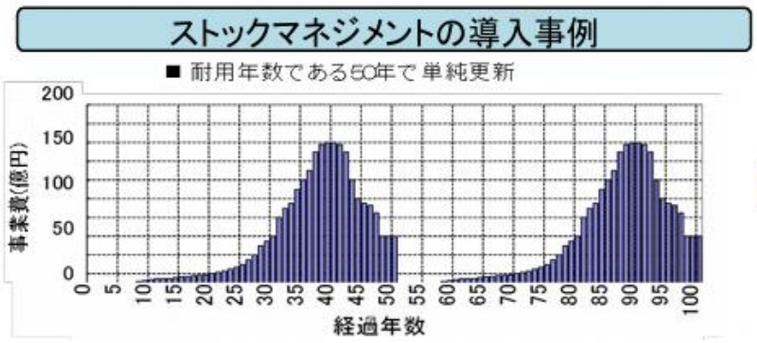
●一般会計繰出金
繰出基準に基づく繰出額の確保

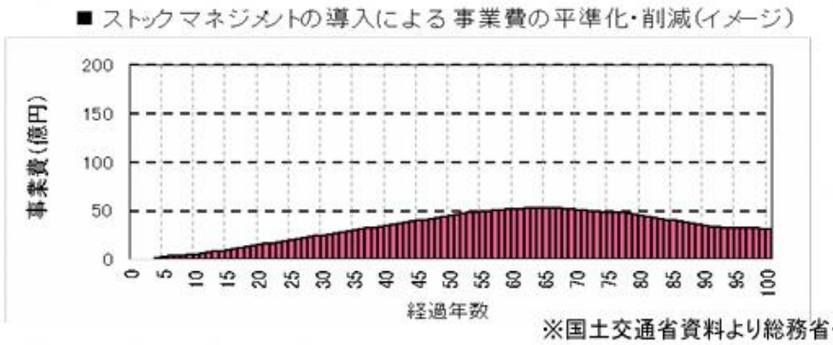
●下水道使用料
独立採算と公共料金という性質を勘案した適切な算定

投資財政計画に係る収支ギャップの解消について（投資試算）

ストックマネジメント計画

・下水道施設全体の最適化のための老朽化対策
・リスク評価を踏まえた長寿命化対策の優先順位付け



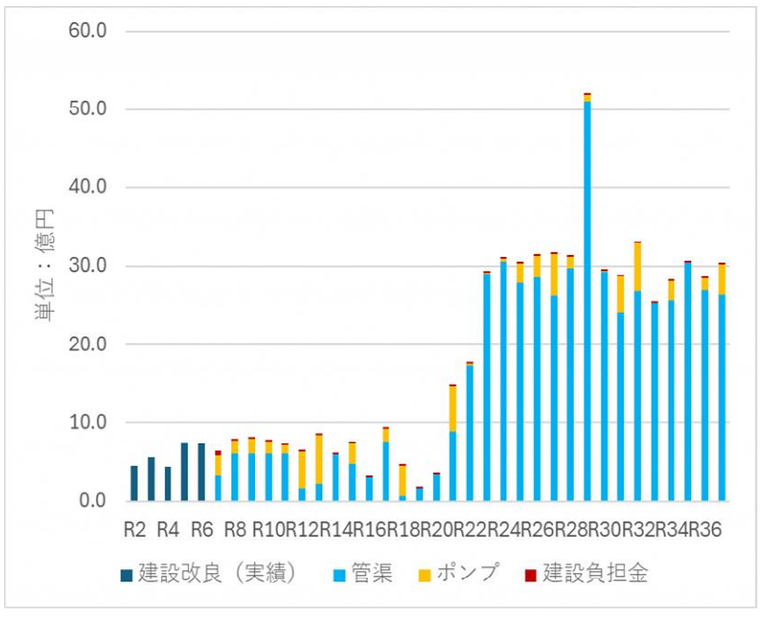


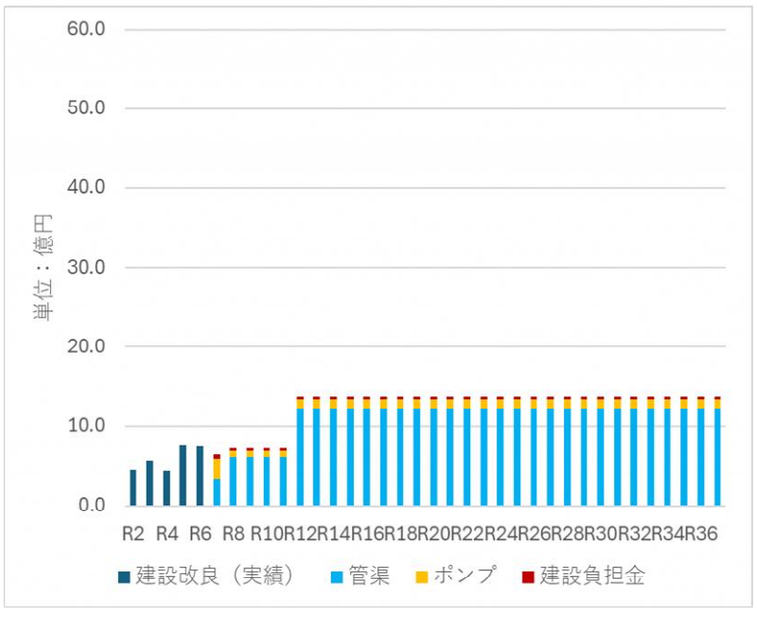
※国土交通省資料より総務省作成

【期待される効果】
・適正な点検・調査によって下水道施設の状態を把握することで、施設の安全性の確保及び良好な状態の維持が可能となります。
・良好な施設状態を維持しながら、施設全体のライフサイクルコストの低減と、長期予測を踏まえた改築費用の平準化が可能となります。

投資財政計画に係る収支ギャップの解消について（投資試算）

建設改良費推計





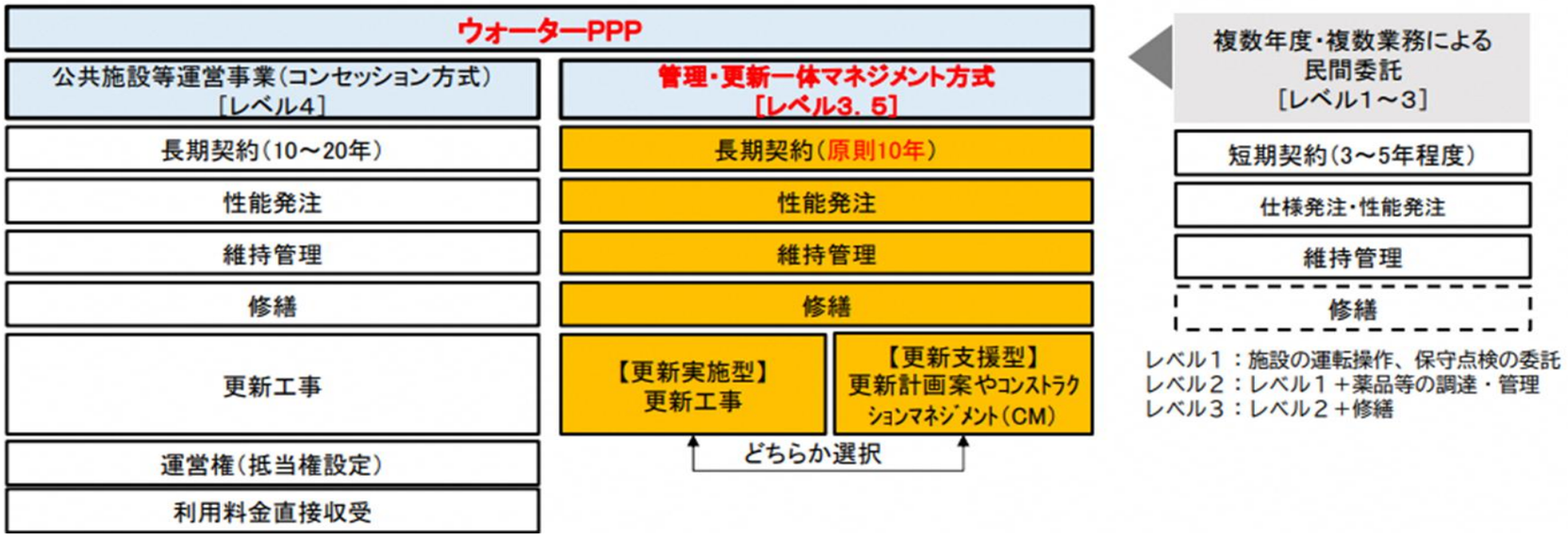
【ポイント】
・ストックマネジメント計画の考え方を踏まえながら長寿命化や平準化を行うことで、単年度の建設改良費の抑制を図ることができます。

投資財政計画に係る収支ギャップの解消について（投資試算）

【今後検討予定の取組】官民連携による支出削減

ウォーターPPP

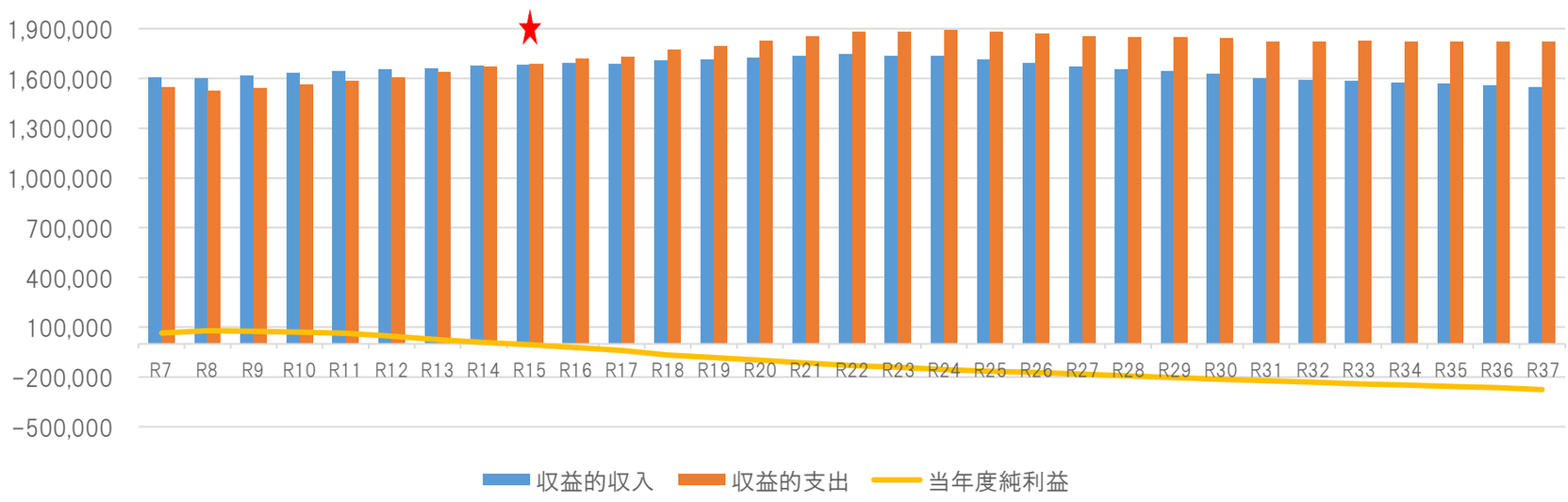
ウォーターPPPとは、水道や下水道などの水インフラの整備・運営において、公共（官）と民間が連携して行う事業のことです。
PPPはPublic Private Partnershipの略で、官民連携を意味します。



投資財政計画に係る収支ギャップの解消について

建設改良費抑制後の収益的収支予測

単位：千円



【ポイント】
・各年度の建設改良費は合理化・平準化をすることができましたが、更新工事が前倒しとなったことにより、減価償却費や支払利息が増加し、令和15年度以降赤字になることが予測されます。
・収支ギャップの解消には、財源試算を増やす検討が必要です。

使用料改定の状況

吉川市の下水道使用料の改定状況

（税抜・２か月分）

改定日	基本使用料	超過使用料					
		11-20㎥	21-30㎥	31-50㎥	51-70㎥	71-100㎥	101㎥-
H3.4.1	700円	80円	90円	110円	130円	160円	190円
H10.4.1	800円	90円	100円	120円	140円	170円	220円

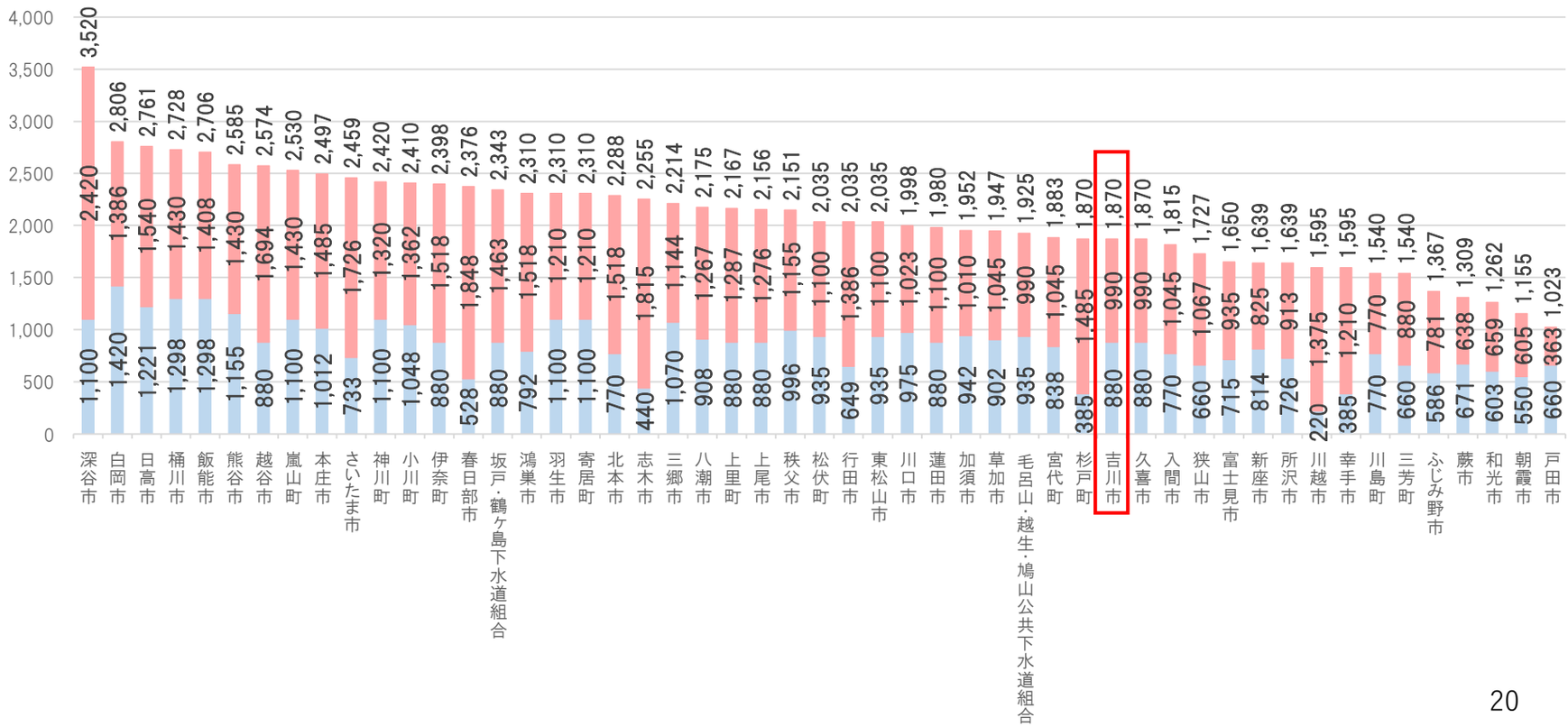
【ポイント】
・吉川市の下水道使用料は、H10.4.1の改定以降、約27年間改定が行われていません。

使用料改定の状況

県内団体下水道２０㎥あたり使用料一覧（令和６年８月現在）

基本料金　従量料金　税込

埼玉県平均　1,916円

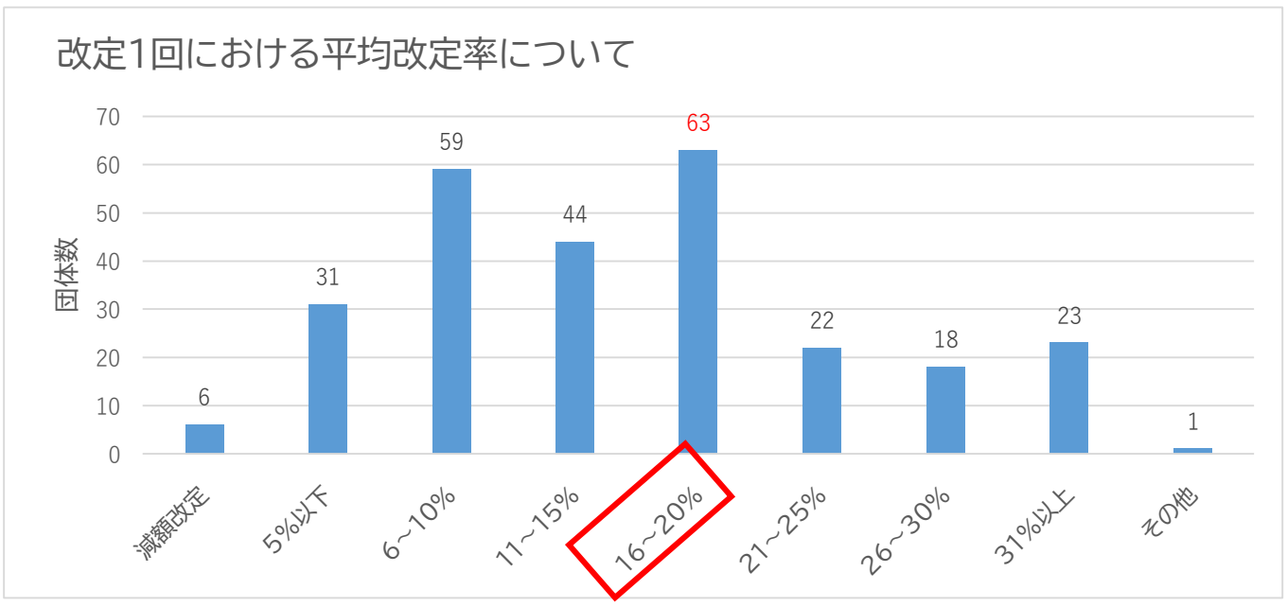


使用料改定の状況

県内の使用料改定済・改定予定　自治体

県内自治体	改定時期	改定率	備考
埼玉県熊谷市	令和5年4月	25%	
埼玉県桶川市	令和6年4月	69%	基本料金のみ69%改定、ほか9-10㎥で100円/㎥の使用料体系を新設
埼玉県白岡市	令和6年4月	14.3%	令和4年10月改定　改定率 11.9%
埼玉県八潮市	令和6年7月	10%	
埼玉県本庄市	令和6年10月	33%	基本料金のみ33%改定、ほか公衆浴場で25%の使用料改定を実施
埼玉県坂戸市	令和7年10月	13%	基本料金は25%改定
埼玉県新座市	令和7年7月	32%	基本料金は減額、従量料金で約32%改定
埼玉県東松山市	令和8年1月	40%	令和8年に40%改定、令和13年に約20%改定
埼玉県所沢市	令和8年	15%	基本水量廃止
県内自治体	改定時期	改定率	備考
埼玉県草加市	現在検討中		
埼玉県幸手市			
埼玉県蓮田市			
埼玉県川越市			

使用料改定の状況　＊公益社団法人　日本下水道協会「使用料改定に関する下水道協会の取組」（令和７年２月10日）より引用加工



※対象：H31年以降に改定を実施＋改定内容が決定済みの団体　対象：267

【ポイント】
・昨今の改定事例では、1回の平均改定率として、16%～20%の割合が高くなっております。
・吉川市の下水道使用料において、使用料体系を変更せず20%改定した場合、20㎥使用時（2か月分）は、1,870円→2,244円（税込）となります。

使用料改定案の検討

使用料改定（改定率算出のため）の目標設定

使用料改定の目標値（設定例）

- 経費回収率100%
- 基準外繰入金の解消
- 使用料@150円/m^3
- 資金収支均衡
- 補てん財源の目標額確保
- 現金残高の目標額確保
- 累積欠損金の解消

など

※経営戦略では投資・財政計画上の収支均衡が基本

上記要件を達成できるよう「改定率、使用料体系」を検討

公益社団法人
日本下水道協会資料
を引用加工

使用料改定案の検討

使用料改定フロー

今回審議

使用料改定率の目安を決定

次回審議

使用者群の区分（水量区分の設定）

使用料体系の設定（基本使用料・従量使用料）

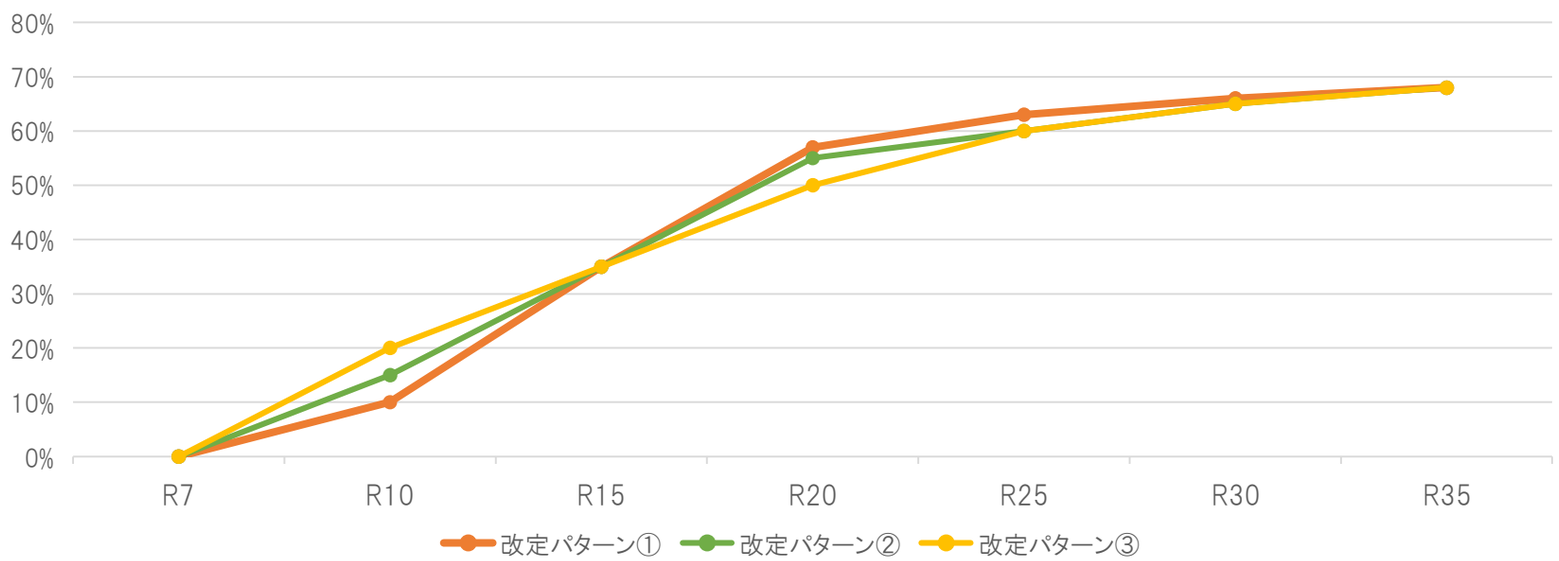
使用料改定案の検討（目標設定）

使用料改定の目標設定

持続可能な下水道サービス提供のため、安定的な事業運営と将来課題に備えた資金の確保を目標とする。

達成すべき経営指標	指標の意味合い	達成していない場合の問題点	目標数値
累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補塡することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標である。	累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められる。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえる。経年の状況も踏まえながら 0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。	計画期間内すべて0%
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。	使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。	計画期間内すべて100%以上
流動比率	公営企業の流動比率は、1年以内に支払うべき負債(流動負債)に対して、1年以内に現金化できる資産(流動資産)がどれだけあるかを示す指標である。	100%を超えていると流動資産で流動負債を賄え、短期的な支払能力を把握する目安となる。一般的には120%を超えていると、安全性が高いと考えられる。	計画期間内すべて120%以上

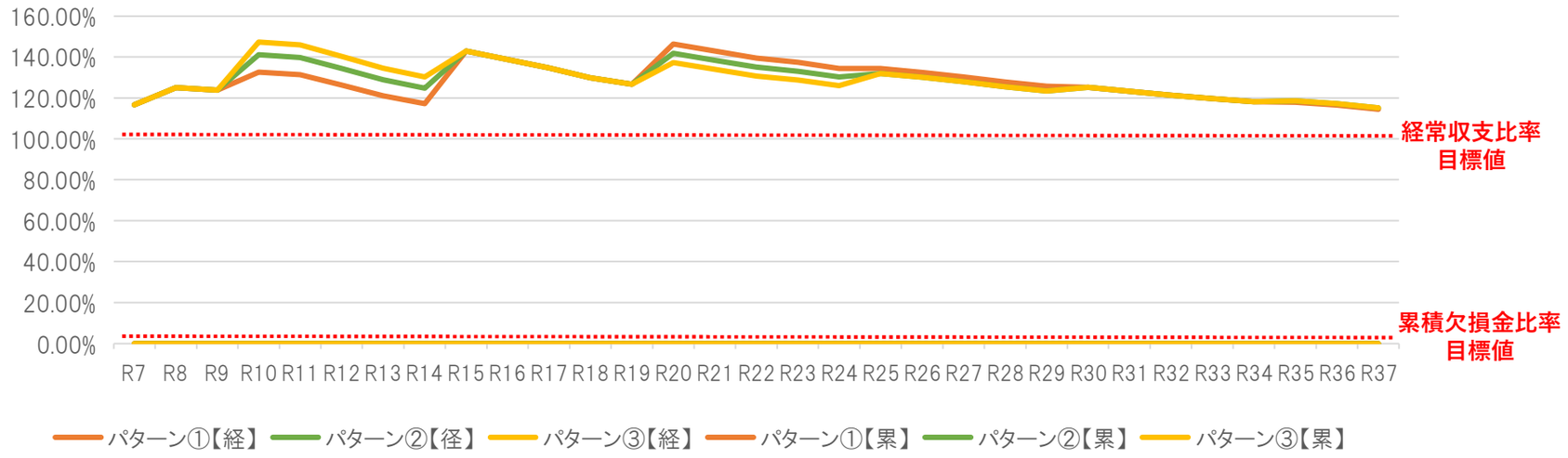
使用料改定案の検討



	累積欠損金比率	経費回収率	流動比率	R10	R15	R20	R25	R30	R35	計
改定パターン①	0%	100%以上	120%以上	10%	25%	22%	6%	3%	2%	68%
改定パターン②	0%	100%以上	120%以上	15%	20%	20%	5%	5%	3%	68%
改定パターン③	0%	100%以上	120%以上	20%	15%	15%	10%	5%	3%	68%

使用料改定案の検討

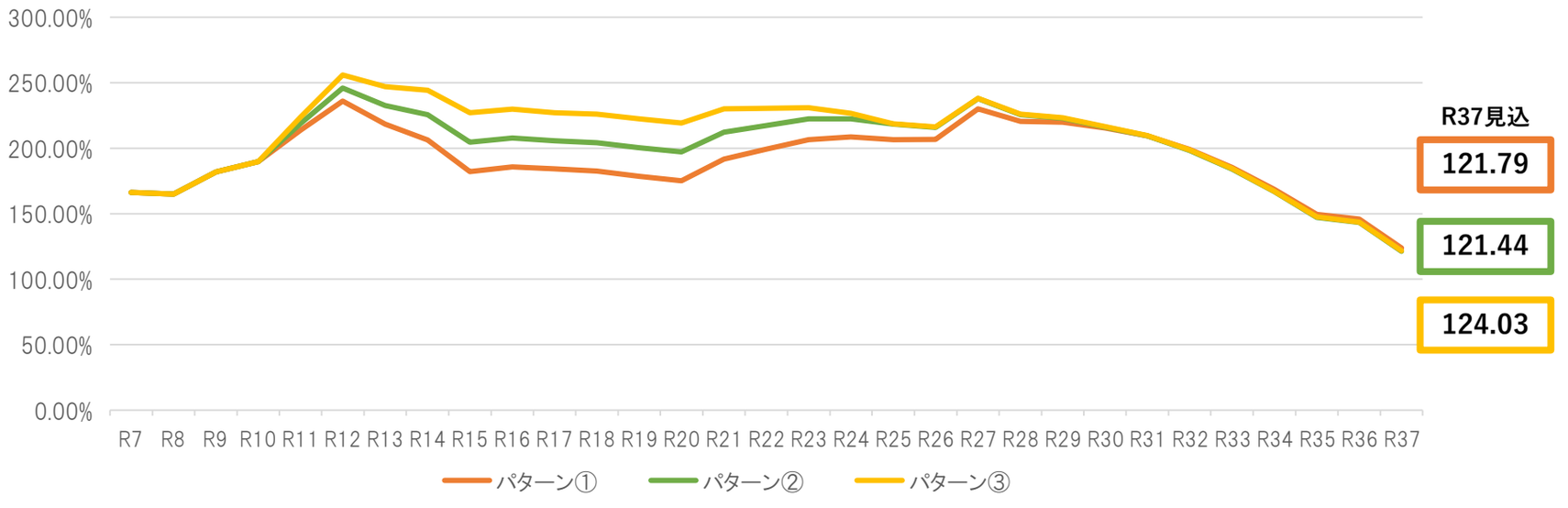
累積欠損金比率・経常収支比率



【ポイント】
・累積欠損金比率…すべての改定パターンで累積欠損金比率は計上されません。
・経常収支比率　…すべての改定パターンで経常収支比率100%以上を維持することができ、使用料収入によって必要経費を十分に賄うことが可能となります。

使用料改定案の検討

流動比率

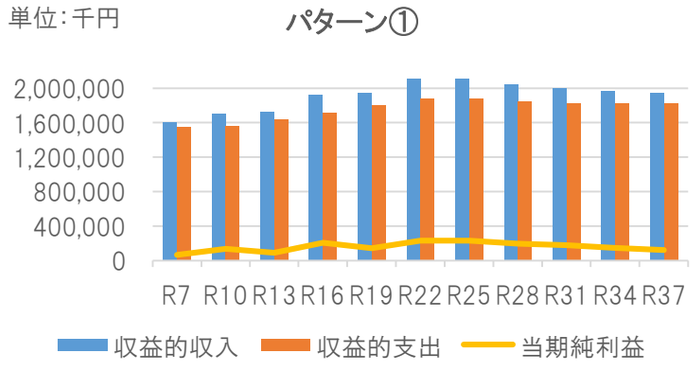


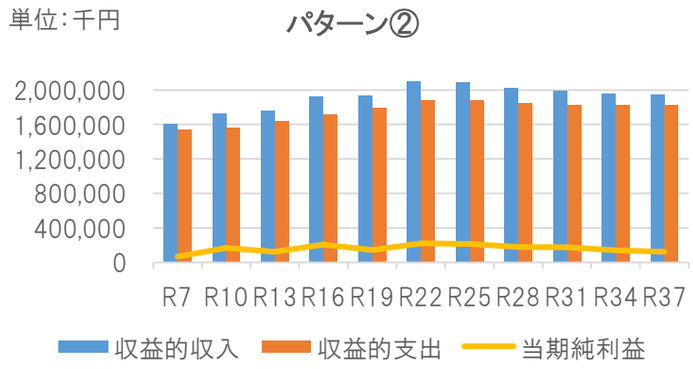
【ポイント】
・すべての改定パターンで流動比率120%以上を維持することができます。
R37見込　パターン①:121.79%、パターン②121.44%、パターン③:124.03%

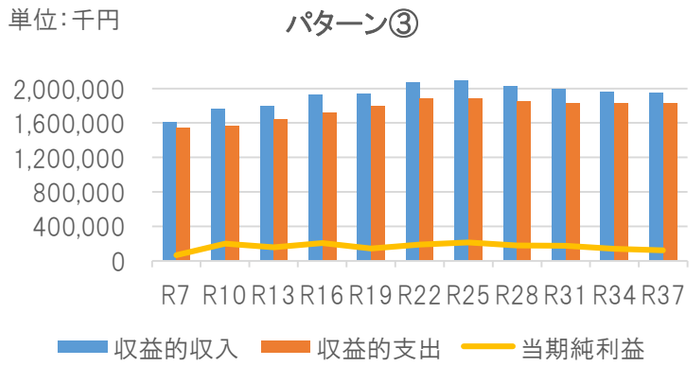
使用料改定案の検討

パターン毎の収益的収支の予測

すべてのパターンで、
試算期間30年間純利益を確保することが可能







使用料改定案の検討

吉川市の改定方針

1．改定時期について
早期に行うことが望ましいが、条例改正、市民周知、システム改修等の準備期間として
１年半年程度の経過措置を設け、令和10年1月以降に行う。

2．改定率について
持続可能な下水道サービスを提供していくためには、安定的な経営を維持するだけではなく、
将来課題に備え、しっかりと資金を確保していくことが求められる。
そのために、流動比率は、一般的に望ましいとされている120％以上を維持することを目標に、
令和10年1月以降に20％の改定率で改定を行う。
なお、令和15年以降の改定率については、令和11年度の経営戦略改定で投資財政計画を再度
検証し、改定率の決定を行う。